

改正法の主なポイント

土壌汚染調査の契機拡大

3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、届出を行い、知事により土壌汚染の恐れがあると判断された場合には調査が必要となる。

規制対象区域の分類化

調査の結果基準値を超過した土地について、健康被害のおそれがある土地を「要措置区域」、それ以外を「形質変更時要届出区域」として分類する。

搬出土壌の適正処理

指定を受けた土地から搬出される土壌は、全て汚染土壌扱いとなり、搬出の前に届出が必要。

土壌汚染調査の契機拡大 土地形質変更時の届出（第4条）

届出を行い、知事により土壌汚染の恐れがあると判断された場合には調査が必要となる。

土地所有者等

**3,000m²以上の土地の形質
変更の届出**

※着手30日前まで

都道府県知事

汚染のおそれを判断

おそれあり

調査命令

おそれなし

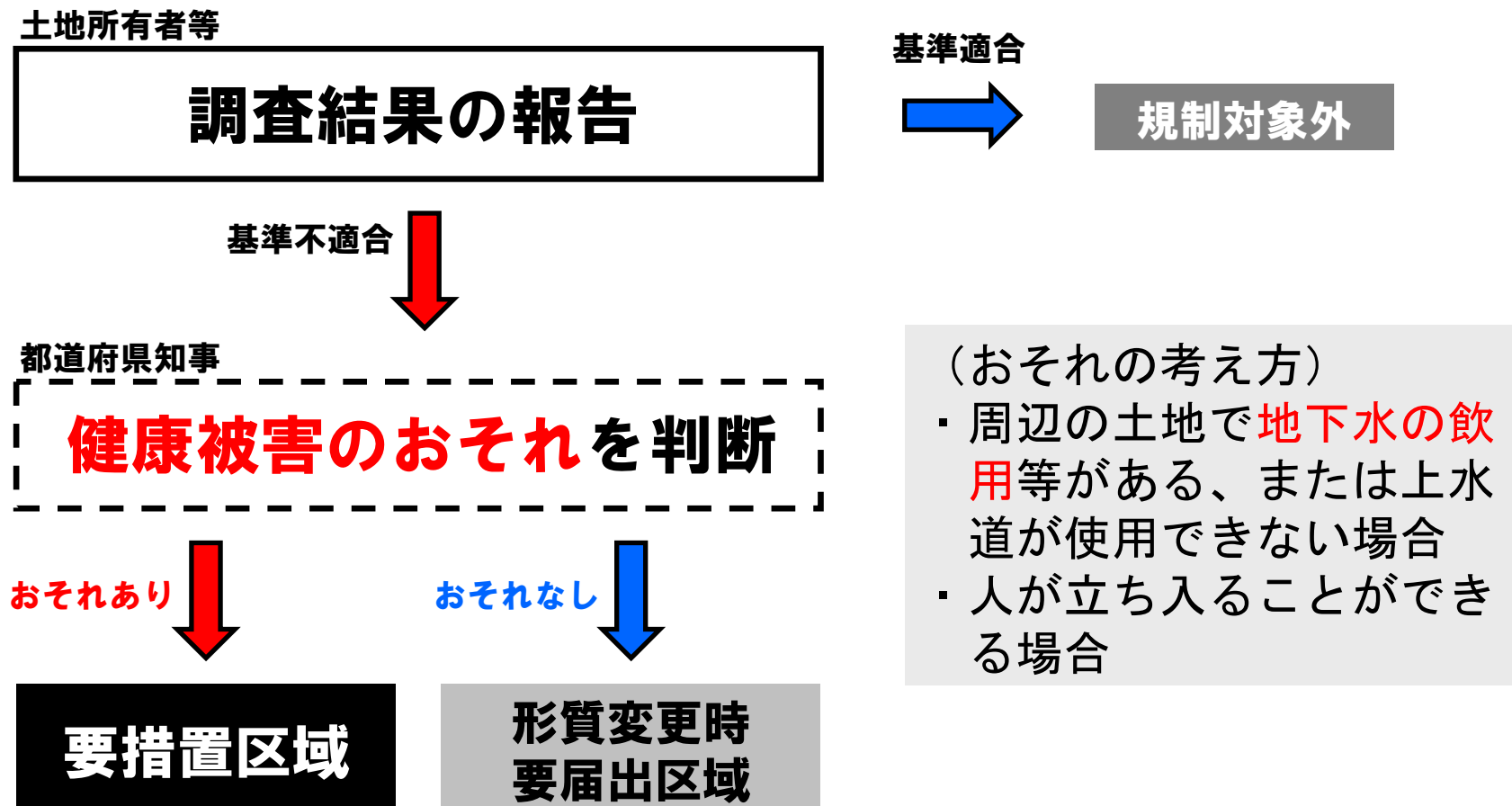
終了

以下に該当する行為は**届出不要**

- ① 下記の全てに該当する行為
 - ・ 土壌を敷地外へ搬出しない
 - ・ 形質変更に伴い土壌が敷地外へ流出しない
 - ・ 形質変更部分の深さが50cm未満
- ② 下記に該当する行為
 - ・ 農業・林業に伴う行為で土壌を敷地外へ搬出しない
 - ・ 鉱山関係の敷地で行われる形質変更

規制対象区域の分類化 区域の指定（6条、11条）

旧法では、土壌汚染がある土地をすべて「指定区域」としていたが、改正法では、健康被害のおそれがある土地を「**要措置区域**」、それ以外を「**形質変更時要届出区域**」に分類する。



搬出土壤の適正処理

指定を受けた土地から搬出される土壤の扱い

要措置区域

形質変更時要届出区域

から区域外へ土壤を搬出する場合



搬出に着手する14日前までに届出

掘削土壤はすべて「汚染土壤」扱い

規制対象外土壤として搬出するためには
調査により汚染の有無を確認